

概要

審査請求人が受診した病院への移送費については、通院費の支給対象であるとして、不支給とした原処分を一部取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日〇時頃、バイクで帰宅途中に転倒し、顔や腕を負傷した。請求人は、負傷から3日後の平成〇年〇月〇日、タクシーを利用してA病院に通院した。また、その後の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇日間B病院に通院し、さらに、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの30日間は、リハビリテーション目的で、C病院へ通院した。

請求人は、これらA病院、B病院及びC病院への通院費を請求したところ、監督署長は、通院に要した費用については支給要件を満たさないとして、支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

通院は適切であったので、通院費を支給すべきである。

3 原処分庁の意見

(1) A病院への通院について

請求人は、負傷から3日後の平成〇年〇月〇日にタクシーを利用してA病院に通院した費用を請求しているが、主治医は「カルテに下肢外傷の記載はなく、歩行は可能であった。」との意見であり、傷病の状態から、通院にタクシーを利用する必要性があったとは認められない。

(2) B病院への通院について

請求人は、居住地の近くに所在するB病院での治療を希望し、A病院から転院したものである。請求人の住居地はX市、B病院はY市に所在することから、同一の市町村内への医療機関への通院ではない。

(3) C病院への通院について

請求人は、リハビリテーションを目的とした治療をC病院で受けることを希望し、B病院から転院したものである。請求人の住居地はX市、C病院はY市に所在することから、同一の市町村内への医療機関への通院ではない。

(4) 以上のとおり、請求人のA病院、B病院及びC病院に対する通院に要した費用については、通院費の支給要件を満たさないものである。

4 審査官の判断

(1) A病院への通院について

請求人の傷病の部位は、頬骨骨折、上腕骨の骨折であり、連続歩行が著しく制限されるような下肢の傷病ではなく、タクシー通院の必要性は認められないことから、労災保険法による療養給付として支給すべき療養の範囲には該当しないものと判断する。

(2) B病院への通院について

請求人の住所地であるX市内において、B病院と同じ形成外科を標榜している医療機関はF病院のみであるが、請求人がB病院形成外科で療養の一環として受けた整復固定術に関して審査官が調査した結果、F病院においては「当該固定術については術前の検査も含め実施していない」とのことであった。

したがって、請求人の住所地と同一市町村内に、B病院と同じ治療行為を行える医療機関はなく、当該傷病の診療に適した労災病院又は労災指定医療機関は存在しないことが認められ、B病院は請求人の住所地であるX市に隣接しているY市に所在することから、請求人が受診したB病院への通院に要する費用は、通院費の支給基準に該当し、療養給付として支給すべき療養の範囲に該当するものと判断する。

(3) C病院への通院について

請求人の住所地であるX市内で、C病院と同じ整形外科を標榜している医療機関としては、E病院、F病院等が複数存在している。また、請求人のC病院整形外科での治療内容は、理学療法及び薬物療法であるが、これらの治療に関しては、X市内のD

病院及び E 病院でも可能であることが確認できる。以上により、請求人の住所地と同一市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等所在することが認められるため、C 病院整形外科への通院に要する費用は、通院費の支給基準には該当せず、療養給付として支給すべき療養の範囲には該当しないものと判断する。